

令和5年度 東谷山小学校 いじめ防止基本方針

鹿児島市立東谷山小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、本校の全教職員で共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、いじめの問題が、かかわりのある児童の発達を支える立場に立って、よりよく克服されるよう学校と家庭、地域が積極的に連携していく。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

「鹿児島いじめ防止基本方針」（H30年3月改訂）

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止や対処等に関する具体的な取組を検討し、組織的な取組を推進する。

以下の組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめの防止等の対策を行う。

《組織名称》 東谷山小いじめ対策委員会 ※生徒指導委員会内

《組織構成》 校長、教頭、生徒指導主任、児童支援加配、養護教諭、学年代表、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他必要に応じて関係担任及び外部専門家

《取組内容》 ・ いじめの防止や対処等に関する取組の方針の企画立案

・ 児童の問題行動等に関する情報の共有（定期的に月1回の生徒指導委員会内で）

※ 早急な対処を要する事例が挙げた場合は、その都度開催し、協議する。

・ いじめ問題への対処方法の協議

また、事案や協議内容に応じて、家庭・地域や関係機関等とも十分に連携していく。

家庭・地域 東谷山小学校PTA、東谷山校区公民館青少年育成部、東谷山小スポーツ少年団指導者連絡協議会

関係機関等 市教育委員会、県教育委員会（総合教育センター）、鹿児島南警察署、市福祉事務所、県中央児童相談所、子ども総合療育センター

4 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

- 小学校段階のいじめの問題は、学級集団の状態・児童相互のかかわりの質の影響を大きく受ける。したがって、いじめ対策は学級集団の体質改善が必要である。全ての児童の日々の学校生活の充実感・満足感の向上がいじめ行動を抑制するというメカニズムを意識した上で未然防止に努める。
- 適切な学習指導と学業指導により、一人一人の思いや願いを大切にしたり分かりやすい授業を展開する。
- 年間3回設定している人権旬間の取組を核として、日々の人権教育の充実を図り、児童が安心して通える居場所づくりや仲間づくりを推進し、児童同士が認め合い、励まし合い、高め合うことのできる学級経営に努める。そのためにも、まず、教師自身が児童に対して正しい人権感覚をもって接することを心がける。
- いじめに関する職員研修を計画的・実践的に積み上げ、教職員の資質の向上を図るとともに、教職員による不適切な認識や言動、差別的な態度を許さないという雰囲気をお互いに醸成していくようにする。なお、学校評価にいじめの未然防止に関する内容を位置づけ、定期的に評価・改善について検討していく。
- 児童理解の時間を毎週の学年会の中に位置づけ、情報の共有化を図るとともに、学年代表は月1回の生徒指導委員会(いじめ対策委員会)で事例を報告する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育(児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度の育成等、命の教育)や、人権教育(児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度の育成等、人権尊重にかかわる教育)の充実を図る。
- 5月末～6月末の「いじめ防止啓発強調月間」(ニコニコ月間)や、各学期に1回設定している「いじめ問題を考える週間」、毎月1日の「いじめについて考える日」の際には、学級活動や児童会活動等で、児童が主体的にいじめ問題を考えたり、行動したりする場を意図的に位置づける。
 - ☆ 学級活動・・・みんなで遊ぶ日の設定、学級スローガンの作成・掲示 等
 - ☆ 児童会活動・・・縦割り全校レクリエーション、いじめ撲滅標語・ポスターの募集 等
- 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を推進するとともに(いじめ防止プロジェクト)教職員が学級・学校のPTA活動や地域行事(あいご会活動等)へ積極的に参加することで、いじめ発生防止のための情報収集をするよう努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、『いじめ防止の要』であることを本校教職員の共通認識とする。アンケートによる把握も含めて、学校の教職員による発見が大多数を占めている事実を重く受け止め、我々が児童の内面も含めた変容をよく見取ることが重要であることを認識する。
- 事例研修等で些細な変化に気づく感性やいじめを見逃さない認知能力の向上を図り、日常の観察や生活ノート、「いじめアンケート」「学校たのしーと」等のアンケート、教育相談、学校ネットパトロール事業検索結果の活用等により幅広く情報を収集する。
- 児童や保護者が相談しやすい雰囲気を作るとともに、休み時間等でも教職員の目の届く体制を作り、積極的な情報交換を行う。
- 友達や心の痛みを感じ取り、気になる点を教師や保護者等に積極的に話したり、無記名アンケート等に正直に答えたりする児童を育てる。
- PTA活動の一環で実施している「朝のあいさつ運動(登校指導)」への協力と、その際に気になった児童等についての積極的な情報提供を呼びかける。

- 学級PTAの際に、「いじめの芽を摘む」重要性を繰り返し話し、我が子に限らず全ての児童をみんなで見守り、気になる児童についての情報は担任等に伝えていただくことを願います。
- 各町内会の「登校見守り隊」や防犯パトロール隊員、5名の通学保護員、そして校区の民生委員の方々が気になる児童の情報を遠慮なく学校へお伝えくださるよう、日頃より教職員から地域の方々へ声かけを行い、信頼関係を構築しておくようにする。
- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、以下の6項目を中心に組織的・計画的に実践していく。

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生活指導係	「学校たのしーと」(7, 12月) 「いじめについてのアンケート」(毎月第1金曜日)
県作成の「いじめ対策必携」の活用	生活指導係 学年主任	学年度初め及び毎週の学年会や生徒指導校内研修での読み合わせと確認
定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	教育相談(5月) 定期教育相談日(毎月)
スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	教育相談係	スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配布と周知(4, 9, 1月)
管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	全職員	朝、休み時間、放課後の校内巡視
学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 生活指導係	学校便りの発行・配布 PTA総会・学級PTA等の会合

(3) いじめ認知時の早期対応

- いじめを発見した場合には、特定の教職員で抱え込まず、アンケートや個別面談による事実確認や情報の共有等、速やかに組織的に対応する。
- 被害児童や知らせた児童を守り通すとともに、加害児童や周りの児童に対しては、人格の成長を目指して、教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。事案によっては、警察との連携や出席停止などの措置も講ずる。
- 関係者の保護者に対しては、事案の内容を考慮した上で、相互理解の場を設定し、お互いに意思疎通を図っていく。学級PTA等での理解も深め、共に成長を見守っていく保護者集団を形成する。
- 臨時の学級会や児童集会等、皆で考える機会を設定し、仲間づくり・絆づくりに努めるとともに、家庭でも話合いの機会をもつよう呼びかける。

[いじめ問題等への対応(基本的な流れ)]

- ① いじめ情報の入手 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。
 - ・ 情報収集の手段～「学校生活アンケート」や児童の日記、保護者から提出された連絡帳等
- ② いじめ対策委員会の開催 いじめ問題への対処方法について協議する。
 - ・ 調査の内容と方法、今後の指導の具体、保護者への対応、関係機関との連携等について
- ③ 正確な実態の把握
 - ・ 関係する担任と学年主任等2名で事情を聴き取る。内容は、統一様式用の紙に記入する。
 - ・ いじめられた児童、いじめた児童、周囲の児童から、それぞれ個別に聴き取る。
 - ・ いじめの状況やきっかけ等をじっくり聴き取り、事実に基づく指導を行う。
 - ・ 事情聴取は、いじめられた児童⇒周囲の児童⇒いじめた児童の順に行う。
 - ・ 情報の食い違いがないか、複数の教職員で確認しながら聴取を進める。
 - ・ 聴取終了後は、教師(教頭同行)が保護者に直接説明する。

④ 指導及び支援

- ・ いじめられた児童を必ず守り通す姿勢を明確にし、その児童の気持ちを温かく受け止められるよう配慮し、本人の意思や希望を確認しながら、今後の対応について一緒に考える。
- ・ いじめた児童へは「いじめは絶対に許されない行為である」ということを毅然とした態度で示し、いじめたときの心情や状況等を十分聴き取るとともに、相手の心の痛みに気づかせる。
- ・ 解決を急ぐあまりに不安・不満や遺恨を抱かせたり、いじめが陰湿化・潜在化したりすることのないよう、以降の互いの心情や行動を注意深く継続的に見守っていく。

⑤ 保護者との連携、保護者への対応

- ・ いじめられた児童の保護者へは、聴取から判明したいじめの実態を隠さずに伝えるとともに、子どもを守り通す態度を示し、学校の指導方針を基にした今後の対応について協議する。
- ・ いじめた児童の保護者へも聴取から判明したいじめの実態を隠さずに伝え、事の重大さを認識させ、いじめられた児童の保護者としっかり協力して解決していくよう要請する。

⑥ 関係機関との連携

- ・ 対応方針について、市教育委員会へ連絡・相談する。事案の内容に応じて、外部専門家(臨床心理相談員やスクールカウンセラー)の派遣について市教育委員会と協議する。

(4) いじめが解消している状態

- 「いじめが解消しているか」否かを被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「いじめが解消している」状態であると判断するにあたっては、次の2つの条件が満たされる必要がある。

◆「いじめが解消している」状態

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(「いじめの防止のための基本的な方針」文部科学省より)

- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び課外児童生徒を注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態発生時の緊急対応について

重大事態を認知した場合、市教育委員会を通して市長に報告するとともに、校長を中心に、早急に事案の内容に応じた全校体制を組織し、情報収集・整理、児童の状況確認・支援等の緊急対応を行う。その際は、東谷山小いじめ対策委員会を効果的に活用する。

なお、重大事態とは下記のような内容を指す。(「国の方針」参照)

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 児童が自殺を企図した場合
<input type="checkbox"/> 身体に重大な障害を負った場合
<input type="checkbox"/> 金品等に重大な被害を被った場合
<input type="checkbox"/> 精神性の疾患を発症した場合
<input type="checkbox"/> 年間30日に達する欠席が続くと考えられる場合
<input type="checkbox"/> 児童や保護者からいじめられて「重大事態」に至ったという申立てがあった場合 |
|--|

このような「重大事態」の多くは、犯罪行為が伴っていることが多いということを認識し、場合によっては、早期に所轄の鹿児島南警察署と連携して、これに対処し、在籍児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは通報して援助を求めることが必要となる。

(文部科学省通知，平成25年5月『早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について』参照)

(2) 学校または市教育委員会による調査

① 調査の主体及び調査を行うための組織

- 調査主体の判断・・・市教育委員会
- 調査を行うための組織

- ・ 学校主体の場合：東谷山小いじめ対策委員会(生徒指導委員会)

- ※ 組織の構成については、専門的知識・経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

- ・ 市教育委員会主体の場合：児童に関する事故等調査委員会

② 事実関係を明確にするための調査の実施(実施上の留意点)

- いじめられた児童から聴取が可能な場合、聴き取り調査を中心に行う。その際は、いじめられた児童の学校復帰や情報を提供してくれた児童等の安全確保を最優先とする。また、インターネット上の情報にもアンテナを張り、風評被害が拡がるのを防ぐ等の対応にも配慮する。
- いじめられた児童からの聴取が不可能な場合、当該児童の保護者の要望や意見を十分聴取し、当該保護者と今後の調査の進め方について協議を行った上で、調査に着手する。
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査することを優先する。また、調査に携わる者一同が、冷静に事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。
- 適切な時期に、いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供を行うようにする。その際は、関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。また、調査にあたって実施するアンケートは、事前にその旨を調査対象の児童や保護者に説明しておく。
- 調査の実施に際しては、特に対象児童等の「心のケア」に配慮する。外部専門家(臨床心理相談員やスクールカウンセラー)の緊急派遣についても市教育委員会と協議する。
- 調査の事前・事後はもちろん、調査中も常に市教育委員会に経過等を報告し、調査の内容・方法が市の方針を反映させたものとなるようにする。
- 「重大事態」事案についての調査の最中であっても、日常の教育活動が疎かにならないように心がける。

6 その他

- 「東谷山小学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公表する。また、PTAや校区公民館運営審議委員会等でも定期的に説明し、「いじめ防止」への協力を要請する。
- 「東谷山小学校いじめ防止基本方針」は、定期的な点検・見直しを行い、加除修正をする。